

阿蘇市行政改革大綱(素案)に関する意見募集の結果及び市の考え方について

平成19年5月16日
阿蘇市総務部総務課

「阿蘇市行政改革大綱(素案)」について、市民の皆様からのご意見等を募集しましたが、寄せられましたご意見等の概要と、これらに対する市の考え方を下記のとおり公表します。
ご意見等をお寄せいただきありがとうございました。

記

- 1 募集期間 平成19年1月15日(月)～平成19年2月5日(月)
- 2 意見の件数 13件(5人)
- 3 意見の取扱い 計画案に反映する、 施策反映させるための参考とする、 反映できない、 その他
- 4 意見・提案の概要と市の考え方

	項目	意見・提案の概要	市の考え方	取扱区分
1	第1 基本的な考え方 4 行財政改革の推進の方策 (1)行政を評価する仕組みづくり (2)財政健全化の推進 (3)職員の意識改革と職場の活性化	行政を評価する仕組みづくりは、いつ出来上がり、誰がこのシステムを使って、誰をどう評価するのか、実働状況を教えて欲しい。 「歳入に見合った歳出」であるが、いかに歳出削減をするのか。いかに合理化(事務、仕事に関する)を進めるかである。これを具体的・絶対値の数字で目標を定め、進めること。そして、公債費負担率をいかに減少させていくか、数字で示して欲しい。 現在の市役所(本庁)の人員は多すぎるのではないか。この項目の推進によって、どう削減していくのかの計画が必要。各支所においても、同様の考えで適正人員を図ること。	行政評価システムは、限られた経営資源を有効的に市政に反映させることを目的に、平成19年度中に構築する考えでいます。そして、事務事業を行う実施機関は、限られた資源、人員等の行政資源を有効に配分するため、評価の結果に基づいて、事務事業の重点化、縮減、再編又は廃止することになります。 評価の種類は、事前評価と事後評価があり、実施機関はその基礎資料を作成、そして内部評価委員会と市民による評価(パブリックコメント)の結果を踏まえ、市長が総合的に評価をいたします。 また、行政改革大綱は、行政サービスの向上と効率的・効果的な行財政運営システムを確立するための指針であり、財政健全化や職員の意識改革等の具体的取組みについては集中改革プランで示すことにしています。そして、集中改革プランは、毎年度見直しを図り、精度を高めていく考えでいます。	
2	第2 行政改革の推進事項 1 市民の行政参加と協働 (3)協働参画社会の機能分担	市民との協働とは何か。今までの行政と市民の立場とどう違うのか。分かりにくい。	協働とは、市民の皆様と行政とが相互の信頼関係のもとに、知恵と力を出し合いながら、お互いの得意分野に沿った役割分担のもとに、一緒に住みよい暮らしやまちづくりを進めていくことです。	
3	第2 行政改革の推進事項 2 行政サービスの向上 (1)質の向上	家計の診断士=ファイナンシャルプランナー(F.P)を採用し、地域住民の相談窓口を設けることを提案する。 ゆとりある生活をするためには、家計を健全化することが一番で	阿蘇市では、近年の消費生活の多様化に伴い年々増加する消費生活相談に答えるべく、平成17年10月から専門的なノウハウを持ったアドバイザー(消費生活相談員)を任用し、併せて消費相談室を開設しております。 特に、悪徳商法や各種詐欺による被害者並びに多重債務者等は、相談内容も深刻かつ緊急を要する事案が多く、市民生	

		ある。アメリカでは「持つべき友は医者、弁護士、F.P.」と言われており、阿蘇市民が安心して暮らせるよう国家資格を持ったその道の専門家=F.P. を生活設計のアドバイザーとして採用する。	活を脅かし家庭崩壊に陥るケースも増加の傾向にあることから、平成19年4月より相談日を従来の週3日体制から週5日体制へと強化移行し、市民が安心して安全な消費生活を確保できるよう努めてまいりたいと考えています。	
4	第2 行政改革の推進事項 3 効率的な行政運営の推進 (2)民間委託の推進	既存の外郭団体及び各課の可能な限りの民営化を提案する。 外郭団体(はな阿蘇美、いこいの村、アゼリア、中央病院等)においては現行の館長、支配人等の制度を廃止し、GM 制度(ゼネラルマネージャー制度)を採用し、一括総合管理することで人件費を削減する。また、市立保育園も少子化に対応し一ヶ所に統合するか、民営化することで適正人員化し、税金の無駄遣いをカットすべきである。	平成17年3月、総務省が全国の地方公共団体に対して「新地方行革指針」を通知し、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、公表をするように義務化しました。これを受けて、阿蘇市においても平成18年3月末にプランを策定し公表したところです。プランは、次の項目について今後5年間の数値目標を掲げています。 事務事業の再編・整理、統合・廃止 民間委託の推進 定員管理及び給与の適正化 第三セクターの見直し 経費節減等の財政効果 地方公営企業等 以上のとおり、阿蘇市はこの数値目標を達成するために「行政改革推進委員会」及び「行政改革推進本部」を設置して、その推進を図っているところです。	
5	第2 行政改革の推進事項 3 効率的な行政運営の推進 (5)効率的・効果的な施設運営 保育サービスの充実と施設運営の効率化	保育サービスについて、施設整備も含めた統廃合を計画的に推進していくとあるが、誰がどのように同意したのか、保護者や住民等にどのように説明したのか。また、理解を得ているのか。	保育所の運営は、児童福祉サービスの中で最も重要なサービスであると考えていますので、安易な統廃合はできません。しかし、児童が減少した場合は、「集団保育が困難となり、児童の将来に向けた社会での適応能力の育成又は情操教育に欠けることが指摘」されており、また、「児童数によって保育士が配置されることから、児童に対する安全管理が困難」になります。 以上のことから、児童福祉サービスの低下を招かないようにするため統廃合を検討する必要がありますので、今後は地域住民並びに保護者等関係者の皆様のご理解を得た上で、施設整備を含めた統合を計画的に進めていきたいと考えています。	
6	第2 行政改革の推進事項 3 効率的な行政運営の推進 (5)効率的・効果的な施設運営 (6)電子自治体の推進	図書館の蔵書の電子化を提言する。インターネットで、外部からも各図書館の蔵書に今何が検索できること。 次に、図書館での図書の貸し出しの電子化(POS システムの導入)を提言する。	町村合併時から図書館の電算化事業に取り組んできましたが、市の財政事情等により現在まで実現しませんでした。しかし、平成19年度新規事業として電算化事業が予算化されましたので、インターネット上からの蔵書検索を可能にし、電子化による図書の貸し出しができるように取り組んでいるところです。	
7	第2 行政改革の推進事項 4 人事管理制度の確立 (1)時代に即応した組織・機構の構築	助役、収入役制度等の廃止を提案する。 助役、収入役制度を廃止し、企業会計に関する専門的知識を持ったコンサルタントを財務部長として採用し、シンクタンクを作る。 自治体の経営能力が問われる21世紀という新しい時代には、財政の健全化が早急且つ不可避の	地方自治法の一部を改正する法律が施行されたので、阿蘇市におきましても、組織及び運営の合理化を図るため、助役制度並びに収入役制度の見直しを行いました。このため、平成19年4月1日からは、助役に代えて副市長を置き、収入役制度を廃止して会計管理者(会計課長)を置くことになりました。 また、財政の健全化を推進するため、「阿蘇市行政改革推進委員会」及び「阿蘇市行政改革推進本部」を設置しています。行政改革推進委員会は6人の有識者で構成されており、	

		課題であるため、キャッシュフロー会計(円滑な資金繰り)が出来るその道の専門家をブレンとして採用し、経営経済、医療福祉、教育、環境、基幹産業等の主要部門のエキスパートによる公的な諮問機関を作る。	「阿蘇市の行政改革の推進に関する重要事項」を調査審議していただいております。行政改革推進本部については、市長を本部長として内部組織のメンバーで構成しており、行政改革大綱の実施に関して審議しています。
8	第2 行政改革の推進事項 4 人事管理制度の確立 (2)定員管理の適正化	人員配置の適材適所化及び職員数の適正化を提案する。 全国的に有名な日田市大山町では、人口1万人弱に対し正職員数約80人と聞いているが、私案ながら人口5万人までは100人に1人の職員でいいのではないのか。因みに、可能な限りの民営化をすることで、極力人件費の削減をすべきである。	職員数の適正化については、平成18年3月に「阿蘇市定員適正化計画」を策定しており、平成21年度までに各年度の退職者予定人数、新規採用者数を含めた数値目標を掲げています。これについても集中改革プランでその概要を示しており、平成22年度までに普通会計の職員を50名、率にして13%削減する計画でいます。ただし、大幅な人員削減は行政サービスの低下を招く恐れがありますので、指定管理者制度等を活用しながら慎重に進めていく考えです。
9	第2 行政改革の推進事項 5 財政の健全化 (1)経費の節減合理化と 予算の厳正な執行	削減するところと増額するところがあってもよくはないでしょうか。例えば住民負担を排除して、消防団員の報酬を増額するとか。区長は自治組織の長として役所の特別職(非常勤)としては、そして、駐在員として最小限100戸以上を受け持たせるように配置するとか。	消防団員、区長等の非常勤職員の報酬は条例で定められています。市町村合併前はそれぞれに報酬額が異なっていましたので、合併するときに報酬額の調整をしてきたところです。
10	第2 行政改革の推進事項 5 財政の健全化 (1)経費の節減合理化と 予算の厳正な執行	社会教育法にいう正式の公民館(公の支配に属する)と地域公民館(公の支配に属しない)をはっきりさせることにより、法に沿った社会教育推進ができ、手当・運営費の節減合理化に役立つと思う。	ご指摘のとおり、公民館には、公立公民館(市町村が設置し、運営・維持管理されている社会教育施設)と自治公民館(地域住民が設置し、運営・維持管理されている社会教育施設)があります。そして、公立公民館には、館長と主事(年報酬の委嘱職員)を置き、維持管理費等の負担を行政がしています。しかし、自治公民館については維持管理費等は地区の負担で賄われていますので、行政からの支出はありません。
11	第2 行政改革の推進事項 5 財政の健全化 (2)財源の確保 使用料・手数料の適正化	内牧保健センターは、65歳以上は入浴無料になっているが、入浴無料で採算がとれるのか。	内牧の保健センターの施設維持費は、平成19年度予算で9,605千円を必要としており、そのうち施設の収入を876千円見込んでいますので、差し引き8,729千円が市の持ち出しとなります。 この施設は、市民の健康保持及び福祉の増進並びに保健福祉意識の高揚を図ることを目的としており、一般の大人は1日につき300円、小学生以下は100円、65歳以上又は身体障害者は無料になっています。 現在、市有の入浴施設が4施設ありますが、旧町村から引き継いだ施設で利用目的・主な利用対象者も異なる状況であることから、今後は、市有の入浴施設検討委員会(仮称)を立ち上げて検討していきたいと考えています。
12	第2 行政改革の推進事項 5 財政の健全化 (3)遊休市有地財産の	市有財産として把握されていると思いますが、旧町村有の土地(台帳は畑・現況は山林)で永小作権ありとして個人所有になっ	市有地につきましては、今後、庁内関係各部署で、必要な土地か、遊休地か、当該土地の現状を十分把握し、有効利用するのか売却するのか決定をしていきたいと考えています。

	有効活用、売却の推進	ているところがあります。山林には永小作権は存在しなく違法状態になっているので、払い下げなり何なり、処分したらどうでしょうか。		
13	第2 行政改革の推進事項 6 議会の機能強化と合理化	議員報酬の日当制化、賞与・年金・政務調査費等の特権廃止を提案する。 臨時議会を含めても1ヶ月にも満たない議会に対して、現行報酬は余りにも高すぎる。因みに、上記提案を具体化することにより、若者や素晴らしい考えを持った殊勝な議員が誕生すると確信する。	議会議員の報酬については、地方自治法第203条の規定に基づき条例で定めており、報酬額の改定を行う場合は、特別職報酬等審議会の意見を聴いて条例改正をしています。そして、議会議員には、報酬、費用弁償及び期末手当が支給されますが、政務調査費は支払われておりません。 また、議会開催状況については、平成18年1月から12月までの期間に4回の定例会と4回の臨時会が開催されており、これに要した会期日数は84日間(休会日を含む)であり、休会日を除く本会議等の開催日数は40日間でした。ただし、議員各位は、休会日を利用して議案内容の精査をされており、また、年間を通して、市並びに各種団体が催す行事に出席され、市民の負託に応えられています。	

5 意見により計画案に反映させたもの
パブリックコメントへの対応(本文抜粋)

パブリックコメント 5対応

修正前

第2 行政改革の推進事項

3 効率的な行政運営の推進

(5)効率的・効果的な施設運営

保育サービスの充実と施設運営の効率化

急速な少子化に伴う園児数の減少や施設の老朽化が進む中で、子育てを取り巻く環境は大きく変化しつつあり、豊かな感性を育む就学前教育・保育の充実及び環境整備が求められています。

そのため、時代の要請に応え得る保育内容の充実、サービスの提供、教育・保育内容の向上に取り組むとともに、**施設整備を踏まえた統廃合を計画的に推進します。**

修正後

第2 行政改革の推進事項

3 効率的な行政運営の推進

(5)効率的・効果的な施設運営

保育サービスの充実と施設運営の効率化

急速な少子化に伴う園児数の減少や施設の老朽化が進む中で、子育てを取り巻く環境は大きく変化しつつあり、豊かな感性を育む就学前教育・保育の充実及び環境整備が求められています。

そのため、時代の要請に応え得る保育内容の充実、サービスの提供、教育・保育内容の向上に取り組むとともに、**地域住民と十分な検討を行い、統合をも視野に入れた施設整備を図ります。**

6 その他のご意見等

阿蘇市行政改革大綱(素案)へのコメント以外で、次の意見が寄せられましたので、市の考え方を添えて報告します。

意見・提案の概要	市の考え方
菜の花列車計画と、観光誘致及び地域の活性化計画について提案する。 減反政策により休耕田となっている場所に菜の花を植え、観光客の癒し空間にする。休耕田の緑地化と農家の働く場所の確保、保障以上のやりがい提供に	阿蘇市におきましては、30年余りに及ぶ米の生産調整(転作)の限界感や農業従事者の高齢化及び担い手不足による水田農業の閉塞感を打破するため、「需要に応じた米づくり」と米に替わる農産物の産地づくりを目指し、地域一体となって、新たな米政策(地域水田農業ビジョン)を進めているところです。このビジョンの柱は、市場重視・消費者重視の売れる農産物づくり、農業機械の共同利用によるコストの低減、団地化(大豆・飼料

<p>繋がる。</p> <p>菜の花から採れる種から菜種油をとり、市内のホテル旅館が購入し使用する。菜の花による景観の確保により、観光客に良いイメージを与える。</p> <p>ホテル、旅館の使用済み油を回収し、バイオマスにより軽油に精製する。菜の花から、てんぷら油・軽油の精製及びその燃焼は、ゼロエミッションであり、環境にやさしい取り組みである。軽油をJRに販売し、JRのディーゼル車の燃料として使用する。世界一の自然環境都市としての国際的地位を早く確立したところが研修地として選定され、阿蘇の観光客誘致にも繋がる。</p>	<p>作)、ブロックローテーション(輪作体系)による収量・品質の向上、集落の将来を話し合うベースとしての集落営農組織の確立、の4つです。</p> <p>そして、団地化した農地を輪作体系化(米 麦 大豆)し、収量・収入アップにつなげたい考えですが、麦作は収穫時期が梅雨前(6月上旬)になることから、天候不順の影響で作付けが伸び悩んでいる状況です。</p> <p>このため、大豆作の団地化計画がある農地を活用して、米の収穫後(10月末)に菜の花を植え、菜の花畑を観光面や地域おこしに利用する考えが生まれており、菜の花から菜種油を生産し、特産品として販売することができないか模索しているところです。</p> <p>しかし、菜の花の収穫時期が梅雨の時期に重なることから、麦の場合と同様に収穫量に大きな影響が出るのが予想されます。</p> <p>更に、菜の花から菜種油を生産する場合、これにかかるコストや収益をどのようにして生み出すか、大きな課題が残ります。</p> <p>以上のとおり、菜種油の生産収入だけでは農家への呼びかけは困難なので、他地域での実証状況等を参考にして検討していく考えでいます。</p>
--	---